

令和2年度宮古島市介護予防・日常生活支援総合事業  
訪問型サービスA（委託型）募集要綱

1. 事業目的

本事業は、宮古島市介護予防・日常生活支援総合事業実施に関する規則に基づき要支援者及び介護予防・生活支援サービス事業対象者に対し、訪問型サービスAを提供する事で、居宅において、その有する能力に応じてできるかぎり自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

2. 委託内容

訪問介護の生活援助の範囲内とする。（「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」（厚生省平成12年老計第10号通知）において示されている生活援助等）

3. 応募資格

当該事業を円滑適正に実施できる法人等で、次の要件を満たすものとする。

- (1) 宮古島市内に事業所を有し、宮古島市より介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者の指定を受けていること。
- (2) 市税の滞納がないこと。

4. 応募方法

(1) 応募書類

- ① 宮古島市介護予防・生活支援サービス事業 訪問型サービスA（委託型）における応募申請書（様式第1号）

(2) 提出について

- ① 提出日  
令和2年4月1日
- ② 提出方法  
直接窓口へ持参
- ③ 提出先  
高齢者支援課 介護予防係

5. 委託金額及び利用料の徴収について

- ・ 20分以上45分未満の訪問型サービスAは、1,800円とする。（利用者負担分含む）
  - ・ 45分以上60分未満の訪問型サービスAは、2,200円とする。（利用者負担分含む）
- 実績に応じ利用者の自己負担分（利用負担割合に応じたの利用料）を差し引いた額を支払うこととする。

5. 応募の無効

応募者が次のいずれかに該当する場合は、当該応募をただちに無効とします。

- (1) 上記2の応募資格に該当しないと認められるとき。
- (2) 応募書類に虚偽の内容を記載したとき。
- (3) その他応募に係り不正の行為が認められるとき。

6. 問い合わせ先

宮古島市役所 高齢者支援課 介護予防係

TEL 0980-73-197